

我が国における外国人労働者の死傷災害の発生要因と傾向の分析

に向けた労働者死傷病報告の活用について

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

<研究の背景>

外国人労働者数の増加に伴い、その労働災害の発生件数も増加しています。また、外国人労働者の労働災害発生率は労働者全体のそれよりも高い状況が続いています。

この要因について死傷病報告を基に分析することで、外国人労働者の労働災害防止に係る施策検討、行政指導の根拠、都道府県労働局、災害防止団体等への指示、要請等の根拠として活用予定が期待されます。

<研究の目的>

本研究では、死傷病報告データから外国人労働者の災害統計について分析を行い、事故の型別の災害統計の実態把握を行います。また、業種、起因物、勤続年数、国籍といったその他の情報と組み合わせて分析を行うことで災害統計の傾向と要因を明らかにすることを目的とします。

<研究の方法>

対象とする資料は、平成25年から令和7年までの労働者死傷病報告です。労働者死傷病報告は、労働安全衛生規則第97条に基づいて、労働災害が発生した際に事業者から労働基準監督署に提出され、それを厚生労働省が収集している資料です。これらに係る労働者死傷病報告のデータベースを厚生労働省労働基準局より労働安全衛生総合研究所労働災害調査分析センターに収集し、記載内容を個人情報特定できない統計処理が可能となるように数値化しデータベースを再構築します。構築したデータベースを利用して、外国人労働者に係る労働災害発生原因について統計的に解析を行います。

<倫理的配慮>

本研究は当研究所の研究倫理審査委員会によって審査され、承認されています（通知番号R6-安9-01）。提供された電子データは当研究所の労働災害調査分析センターにおいて鍵がかかり入室制限された部屋にて保管し、外部への持ち出しは厳禁とします。電子化した情報は、研究所の入室制限された部屋に設置された特定のパソコンで取り扱います。また、研究期間終了10年後には、データベースは情報漏洩が生じない方法にて破棄します。本研究のデータや成果は研究目的以外には使用されることはありません。

<研究成果の活用>

本研究成果は、厚生労働省に報告します。また、将来の労働災害防止のために、学術集会、学術専門誌、雑誌、インターネットなどにて公表することもあります。これらの成果は、いずれも集計データとして取り扱うため、個人や事業場が特定される恐れはありません。

<ご自身又はご家族の事案が本研究に使われている可能性のある場合>

2013（平成25）年～2025（令和7）年の労働者死傷病報告において、ご自身やご家族の事案が労働者死傷病報告として記録されている可能性があり、上記のような使用をご了承いただけない場合には、以下まで遠慮なくご連絡ください。ご本人またはご家族であることを確認させていただいてから、該当する事案を研究対象から削除させていただきます。なお、このようなご請求をされても、何ら不利な取り扱いを受けることはありません。

ご不明な点等ございましたら、以下までご連絡下さるよう、お願い申し上げます。

連絡先

〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1-4-6

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

研究代表者 吉川直孝

電話：042-491-4512

ファックス：042-491-7846

電子メール：optout@s.jniosh.johas.go.jp